

国税庁からのお知らせ

相続税法等の改正のお知らせ

○ 改正相続税法等の主な概要

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、次のとおり改正が行われました。

- 1 遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。
(改正前) 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
(改正後) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
- 2 相続税の最高税率を50%から55%に引き上げる等、税率構造の見直しが行われました。
- 3 未成年者控除や障害者控除の税額控除額が引き上げられました。

- (1) 未成年者控除
(改正前) 20歳までの1年につき6万円
(改正後) 20歳までの1年につき10万円
- (2) 障害者控除
(改正前) 85歳までの1年につき6万円(特別障害者については12万円)
(改正後) 85歳までの1年につき10万円(特別障害者については20万円)

- 4 小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わりました。
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を240㎡から330㎡に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地(貸付事業を除く。)を選択する場合の適用面積の上限が400㎡から730㎡に拡大されました。

○ 相続税に関するご相談

相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください(最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください)。
また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください(自動音声に従って「2」を選択してください)。

確定申告が間違っていたとき

○ 税額を多く申告していたとき

- 【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。
- 【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。
平成23年分から平成26年分・・・法定申告期限から5年以内

○ 税額を少なく申告していたとき

- 【手続】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。
- 【期間】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、延滞税がかかることがありますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

○ 確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —

あなたの一票大切に……
4月26日は

豊頃町議会議員選挙の投票日です

豊頃町議会議員の任期満了による選挙が4月26日に行われます。私たちの生活に最も密接する大切な選挙です。あなたの大切な一票を、明るく住みよい町づくりのために責任を持って投票しましょう。

- 4/12 知事・道議選挙投票日
- 4/26 町議会議員選挙投票日

豊頃町議会議員選挙
選挙時登録選挙人名簿の縦覧

- 期間 4月21日(火)
(午前8時30分～午後5時)
- 場所 豊頃町役場 2階会議室

サイレンの吹鳴を行います

明るく正しい選挙の啓発普及と危険防止を呼び掛けるために、投票当日、次のとおりサイレンを吹鳴します。

- 時間 午前7時(投票開始時間)
午後6時(投票所閉鎖1時間前)
- 地区 茂岩・中央区・豊頃・大津・十弗の各地区

■ 投票できる人は:

今回の選挙で選挙人名簿に登録され、選挙権のある人は次のとおりです。

- ◎ 選挙人名簿登録基準日(4月20日)現在、豊頃町に引き続き3か月以上住所を有し、選挙期日(4月26日)に満20歳以上の人。
- ◎ 豊頃町外から転入した人は、平成27年1月20日以前に豊頃町に転入届をし、引き続き豊頃町に住所を有していること。

ただし、選挙期日(投票日)に豊頃町に住所を有していなければ投票することはできません。

■ 入院中の人は:

北海道選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先の施設にお

問合せください。

■ 町外に滞在中の人は:

滞在先の選挙管理委員会、不在者投票ができます。

事前に、豊頃町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

■ 体が不自由な人は:

体が不自由で投票所に行けない人は自宅郵便による不在者投票ができます。この方法で投票できる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人(要件があります)、介護保険被保険者証に要介護5と記載されている人(あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付(町選挙管理委員会に申請)を受けている必要があります)。

■ 投票日の投票が困難な人は:

仕事の都合や旅行などで、投票

日の投票が困難な人は、選挙の告示日の翌日から投票日の前日までの期間に、期日前投票ができます。

なお、投票所にお越しの際は、「投票所入場券」を持参してください。

- 期日前投票期間
4月22日(水)～25日(土)
(知事・道議は4月11日まで)
午前8時30分～午後8時
期日前投票所 役場2階会議室

■ 入場券を確かめて

投票所入場券は、封書で世帯分を郵送します。名前、投票所を確認のうえお越しください。また万一、破損、紛失した場合でも、投票所で係員に申し出ていただければ投票できます。

詳しくは豊頃町選挙管理委員会(豊頃町役場内 ☎(574) 2211)までお問合せください。

入場券をお確かめのうえ、投票所にお越しください

投票区	投票所	区域	投票時間
1	豊頃町える夢館	茂岩一区、茂岩二区、茂岩三区、茂岩四区、茂岩五区、茂岩六区、牛首別区、茂岩南区、下農野牛区、農野牛区、礼作別区、旅来区	午前 7:00 ～ 午後 7:00
2	二宮構造改善センター	二宮東区、二宮中央区、二宮西区、湧洞区	
3	続内生活センター	続内区、二里塚区、平和区	
4	十弗農業センター	十弗町内区、礼文内区、十弗西区の一部	
5	豊頃地域コミュニティセンター	豊頃一区、豊頃二区、豊頃三区、上幌岡区、下幌岡区、豊頃区	
6	中央区コミュニティセンター	中央一区、中央二区、中央三区、十弗西区の一部	
7	大津地域コミュニティセンター	大津一区、大津二区、大津三区、長節区	

▼ 国税庁からのお知らせ

▼ 町選挙管理委員会からのお知らせ

役場だより

役場だより